

# 青森県報

号外第二十二号

平成二十一年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目 次

### 人事委員会

人事委員会規則一 二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則	(職員課) … 一
人事委員会規則二 〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則	(管理課) … 二
人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	(職員課) … 二
人事委員会規則七 〇(給料等の支給)等の一部を改正する規則	(同) … 二
人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	(同) … 二
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	(同) … 二
人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則	(同) … 三
人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則	(同) … 三
人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を改正する規則	(同) … 三
人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則	(同) … 四
人事委員会規則七 八六(農林漁業普及指導手当)の一部を改正する規則	(同) … 五

## 人事委員会

人事委員会規則七 九五(地域手当)等の一部を改正する規則	(同) … 一五
人事委員会規則七 一一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則	(同) … 一六
人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則	(同) … 一六
人事委員会規則七 一九四(放射線取扱手当)	(同) … 一八
人事委員会規則七 一九五(食肉衛生検査手当)	(同) … 一八
人事委員会規則七 一九六(犯則取締等手当)	(同) … 一九
人事委員会規則七 一九七(特殊勤務手当の支給の調整)	(同) … 一九
人事委員会規則七 一三八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則	(同) … 二〇

人事委員会規則一 二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一 二(現行規則の廃止)の一部を改正する規則

人事委員会規則一 二(現行規則の廃止)の一部を次のように改正する。

第四百十三項の次に次の十二項を加える。

- 144 人事委員会規則七 一九(給料の調整額。昭和三十二年十月)は、廃止する。
- 145 人事委員会規則七 六三(精神保健業務手当。昭和三十六年十月)は、廃止する。
- 146 人事委員会規則七 七〇(農薬散布作業手当。昭和五十二年十二月)は、廃止する。
- 147 人事委員会規則七 七一(種雄牛馬等取扱手当。昭和三十七年十月)は、廃止する。
- 148 人事委員会規則七 一〇二(放射性物質取扱手当。昭和四十四年四月)は、廃止する。

する。

149 人事委員会規則七 一一五（漁業取締手当。昭和四十六年十月）は、廃止する。

150 人事委員会規則七 一二〇（火災等災害調査手当。昭和四十八年三月）は、廃止する。

151 人事委員会規則七 一二二（水中選別作業手当。昭和四十八年九月）は、廃止する。

152 人事委員会規則七 一三七（潜水作業手当。昭和五十一年十二月）は、廃止する。

止する。

153 人事委員会規則七 一四八（農業者育成業務手当。昭和五十八年十二月）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則二〇（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二〇（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則

人事委員会規則二〇（人事委員会事務局の組織）の一部を次のように改正する。

第三条職員課の項第七号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第四条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人青森県国際交流協会」を「財団法人青森県国際交流協会」

センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 〇（給料等の支給）等の一部を改正する規則

人事委員会規則七 〇（給料等の支給）等の一部を次のように改正する。

（人事委員会規則七 〇（給料等の支給）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七 〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号及び第三号中「第十二条において」を「以下」に改める。

第十一条第一項第一号を次のように改める。

一 福祉業務手当

第十一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 食肉衛生検査手当

第十一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 実習指導手当

第十一条第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同条第二項第

一号を次のように改める。

二 福祉業務手当

第十一条第二項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 病虫害防除手当

第十一条第二項中第十一号を削り、第十二号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 犯則取締等手当

第十一条第二項中第十三号を削り、第十四号を第十号とし、第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十一号とし、第十八号から第二十号までを削り、第二十一号を第十二号とし、同項第二十二号中「刑事警備作業手当」の下に、「警衛警護手当、犯罪鑑識作業手当、交通捜査取締等手当、警ら作業手当」を加え、「火薬等取締業務手当、爆発物処理作業手当」を「爆発物等処理作業手当」に改め、「実習指導手当」、「特殊危険物処理作業等手当」及び、「山岳遭難救助作業手当」を削り、同号を同項第十三号とし、同条第三項第二号中「割合」の下に「(再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、零。次号において同じ。）」を加える。

(人事委員会規則七 三(県税事務手当)の一部改正)

第二条 人事委員会規則七 三(県税事務手当)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(人事委員会の定める業務)

第二条 条例第三条に規定する人事委員会の定める業務は、出張して納税義務者等(国及び地方公共団体等を除く。)と直接接して行う県税の調査、検査、徴収、滞納処分又は犯則取締に関する業務とする。

第三条を次のように改める。

(手当額)

第三条 手当の額は、業務に従事した日一日につき六百円とする。

第五条を削る。

(人事委員会規則七 四(感染症等防疫作業手当)の一部改正)

第三条 人事委員会規則七 四(感染症等防疫作業手当)の一部を次のように改正す

る。

第四条中「二百九十円」を「三百円」に改める。

(人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部改正)

第四条 人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(1)ア中「三千二百円」を「六千四百円」に、「あつては」を「あつては」に改め、同号(1)イ及びウ中「三千円」を「六千円」に改め、同号(2)及び(3)中「千七百円」を「三千四百円」に改め、同号(4)中「千二百円」を「二千四百円」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「あつて」を「あつて」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)とし、同号(3)を同号(2)とし、同号を同条第一号とし、同条第五号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 学校職員のうち次に掲げる職員が、障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事する場合

(1) 特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手

(2) 小学校又は中学校に勤務する教諭、助教諭及び講師のうち、学校教育法(昭和二十二年法律二十六号)第八十一条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とするもの及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四百十条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とするもの

勤務一月につき 一万二千六百円(再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、勤務した日一日につき六百円)

第二条第六号から第九号までを削る。

第三条を次のように改める。

(手当の減額)

第三条 前条第四号に規定する職員(短時間勤務職員を除く。)(が)一の月において、勤務した日が十五日未満である場合のその月における同号の手当の額は、同号の規定にかかわらず、勤務した日一日につき六百円として計算して得た額とする。

(人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部改正)

第五条 人事委員会規則七 二七（警察職員の特種勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「から第四号までの作業手当（次項に定める指定作業に対する手当を除く。）」を、「第三号及び第四号の手当」に改め、同条第二項中「定める指定作業」を「指定する警衛又は警護の作業」に、「警察本部長が指定する警護員が従事する警衛又は警護の作業のうち」を「側近警衛又は」に改め、「手当は、」の下に「警察本部長が指定する」を加え、「（月額で定められている刑事警備作業手当を受ける者が第五条第十三項第四号に掲げる作業に従事する場合を除く。）」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 条例第十九条第一項第五号の手当は、警察官が、警ら、雑踏警備又は重要な施設の警戒等の作業に従事する場合に支給する。

第二条第五項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 条例第十九条第一項第九号の手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 警察本部の爆発物処理班員が次に掲げる作業（以下「爆発物処理作業」という。）に従事する場合又は爆発物処理班員以外の警察職員が、周囲の状況から特に緊急を要する措置が必要と認められる場合において、爆発物処理作業に従事する場合

ア 容疑物件（爆発物又はその疑いのある物件をいう。以下同じ。）の種類等の識別及び認定の作業

イ 危険防止のため、容疑物件の周囲の砂袋、タイヤ等を積み上げる等のしゃへい作業

ウ 容疑物件の冷却作業又はエックス線撮影作業

エ 容疑物件の処理筒への収納及び搬送作業

オ 容疑物件の解体作業

カ 容疑物件の爆破のための特に危険な作業

キ 前各号の作業に当たり容疑物件に接近して指揮を行う作業

二 警察職員が次に掲げる作業に従事する場合

ア 条例第十九条第二項に規定する特殊危険物質又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）の処理作業で次に掲げるもの

(ア) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業

(イ) 容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれがあるもの

イ 条例第十九条第二項に規定する特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（アに掲げる処理作業を除く。）

三 警察本部の生活環境課、警察署、交番その他の派出所又は駐在所に勤務する警察職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴き、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第四十三条第二項又は高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十二条第五項の規定による立入検査（帳簿書類だけの検査の場合は除く。）の業務に従事する場合

第二条第八項を削り、同条第九項中「第十一号」を「第十号」に改め、「（以下「潜水作業」という。）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「第十四号」を「第十一号」に、「第二号、第四号」を「から第四号まで」に、「第十号」を「第九号」に改め、「以下同じ。」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 条例第十九条第一項第十二号の手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 次に掲げる警察職員が回転翼航空機の操縦又は整備の業務に従事する場合

ア 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十四条に規定する事業用操縦士又は家用操縦士の資格を有する職員

イ 航空法第二十四条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員

二 警察職員が回転翼航空機に搭乗し、次に掲げる作業に従事する場合

ア 回転翼航空機の操縦業務

イ 回転翼航空機の整備業務

ウ 捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締りに関する業務

エ その他他人事委員会が認める業務

11 条例第十九条第一項第十三号の手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事する場合に支給する。

一 豪雨等異常な自然現象若しくは大規模な火事等により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助若しくは通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は心身に著しい負担を与えらるる人事委員会の認めるもの



二 山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索又は救助の作業

第二条第十三項を削り、同条第十四項中「第十七号」を「第十四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項中「第十九号」を「第十五号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「第二十号」を「第十六号」に改め、同項第四号中「承認する」を「認める」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項を削り、同条第十九項中「第二十二号」を「第十七号」に改め、同項を同条第十五項とする。

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条 条例第十九条第一項第一号の刑事警備作業手当の額は、作業に従事した日一日につき五百六十円（少年補導職員が当該作業に従事した場合にあっては三百四十円）とする。

2 条例第十九条第一項第二号の警衛警護手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛 千五百五十円

二 前号に掲げる皇族以外の皇族の警衛 六百四十円

三 警護要則（平成六年国家公安委員会規則第十八号）第二条に規定する警護対象者の警護 六百四十円

3 条例第十九条第一項第三号の犯罪鑑識作業手当の額は、作業に従事した日一日につき五百六十円（専ら内勤作業に従事した場合にあっては二百八十円）とする。

4 条例第十九条第一項第四号の交通捜査取締等手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 交通事件、違反等の捜査作業 五百六十円

二 高速道路路上における交通人身事故等の捜査作業 八百四十円

三 一般道路路上における交通人身事故等の捜査作業 五百六十円

四 交通指導、取締りのため交通取締用自動車二輪車を運転する作業 五百六十円

五 交通指導、取締りのため交通取締用四輪車を運転する作業 四百二十円

六 高速道路路上における交通整理、交通取締り等の作業 四百六十円

七 一般道路路上における交通整理、交通取締り等の作業 三百十円

5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する作業で次の各号に掲げる場合の交通

捜査取締等手当の額は、作業に従事した日一日につき、当該各号に定める額とする。

一 前項第二号の業務に日没時から日の出時までの間に従事する場合 千二百六十円

二 前項第三号の業務に日没時から日の出時までの間に従事する場合 八百四十円

6 条例第十九条第一項第五号の警ら作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 交通の整理、犯罪の予防等のため無線警ら車を運転する作業 四百二十円

二 犯罪の予防等のために行う警ら作業、祭り等における雑踏警備又は重要な施設の警戒等を行う作業 三百四十円

7 条例第十九条第一項第六号の看守護送手当の額は、作業に従事した日一日につき二百八十円とする。

8 条例第十九条第一項第七号の死体取扱手当の額は、死体一体につき千六百円（死体解剖補助作業に従事した場合又は死体解剖補助作業以外の心身に著しい負担を与えると思われる作業で人事委員会が別に定めるものに従事した場合は、三千二百円）とする。

9 条例第十九条第一項第八号の夜間特殊業務手当の額は、勤務一回につき、七百三十円（その勤務に含まれる深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあっては四百十円）とする。

10 条例第十九条第一項第九号の爆発物等処理作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二条第七項第一号に掲げる作業 作業一回（二以上の作業に従事したとしても、容疑物件一個については、作業一回とする。）につき五千二百円

二 第二条第七項第二号アに掲げる作業 作業に従事した日一日につき二千六百円（心身に著しい負担を与える人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては四千六百円）

三 第二条第七項第二号イに掲げる作業 作業に従事した日一日につき二百五十円

四 第二条第七項第三号に掲げる作業 作業に従事した日一日につき三百円

11 条例第十九条第一項第十号の潜水作業手当の額は、作業に従事した時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額とする。

（表の内容は省略）

潜水深度の区分	手 当 額
二十メートルまで	三百十円
三十メートルまで	七百八十円
三十メートルを超えるとき	千五百円

12 条例第十九条第一項第十一号の緊急作業手当の額は、作業一回につき千二百四十円とする。

13 条例第十九条第一項第十二号の航空手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二条第十項第一号アに掲げる職員 勤務一月につき三万円
- 二 第二条第十項第一号イに掲げる職員 勤務一月につき一万円
- 三 第二条第十項第二号アに掲げる業務 回転翼航空機に搭乗した時間（以下「搭乗時間」という。）一時間につき五千五百円
- 四 第二条第十項第二号イに掲げる業務 搭乗時間一時間につき二千二百円
- 五 第二条第十項第二号ウ又はエに掲げる業務 搭乗時間一時間につき千九百円

14 前項の規定にかかわらず、同項に規定する業務で次に掲げる場合の航空手当の額は、搭乗時間一時間につき、同項第三号の業務にあつては、六千六百三十円、同項第四号の業務にあつては、二千八百六十円、同項第五号の業務にあつては、二千四百七十円とする。

- 一 前項第三号の業務に日没時から日の出時までの間に従事する場合
- 二 前項第三号から第五号までの業務に従事する場合で、飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合（離陸又は着陸を除く。）その他人事委員会が著しく危険なものとする場合

15 条例第十九条第一項第十三号の災害応急整備等手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二条第十一項第一号に掲げる作業 八百四十円（作業が警戒区域等で行われた場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）
- 二 第二条第十一項第二号に掲げる作業 五百六十円

16 条例第十九条第一項第十四号の核物質輸送整備手当の額は、作業に従事した日

一日につき六百四十円とする。

17 条例第十九条第一項第十五号の銃器犯罪捜査手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二条第十三項第一号に掲げる業務 千六百四十円
- 二 第二条第十三項第二号に掲げる業務 千五百円
- 三 第二条第十三項第三号に掲げる業務 千五百円
- 四 第二条第十三項第四号に掲げる業務 八百二十円
- 五 第二条第十三項第五号に掲げる業務 八百二十円

18 条例第十九条第一項第十六号の海上警備手当の額は、業務に従事した日一日につき五百円とする。

19 条例第十九条第一項第十七号の用地買収交渉手当の額は、業務に従事した日一日につき三百円とする。

（手当の減額）

第六条 第二条第十項第一号アに規定する職員が一の月において、勤務した日が十五日未満である場合のその月における第五条第十三項第一号の手当の額は、同号の規定にかかわらず、勤務した日一日につき千五百円として計算して得た額とする。

2 第二条第十項第一号イに規定する職員が一の月において、勤務した日が十五日未満である場合のその月における第五条第十三項第二号の手当の額は、同号の規定にかかわらず、勤務した日一日につき五百円として計算して得た額とする。

（併給禁止）

第七条 同一の日において、第二条に規定する作業等（同条第五項、第六項及び第九項に規定する作業等を除く。）に二以上従事した場合にあつては、その従事した作業等に係る手当のうち最も多額のもの（最も多額のものがない場合は、いずれか一の手当。）のみを支給する。

第九条中「第十項」を「第十三項」に、「第十一項」を「第十四項」に改める。

第六条 人事委員会規則七 六〇（福祉業務現業手当）の一部改正  
 題名を次のように改める。

福祉業務手当

第一条中「福祉業務現業手当」を「福祉業務手当」に改める。

第二条を次のように改める。

(人事委員会の指定する公署)

第二条 条例第九条第一号に規定する人事委員会の指定する公署は、地域県民局、福祉事務所、児童相談所、あすなろ医療療育センター、さわらび医療療育センター及びこども自立センターみらいとする。

第三条を次のように改める。

(人事委員会の定める職員)

第三条 条例第九条第一項に規定する人事委員会の定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 福祉事務所に勤務する職員のうち現業を行う所員及び指導監督を行う所員  
二 児童相談所に勤務する職員のうち次に掲げるもの

ア 児童福祉司  
イ 児童指導員及び保育士

ウ 判定業務に従事する者であつて、児童福祉法第十二条の三第二項第一号又は第二号に該当する者若しくは一年以上判定業務に従事した経験を有する者

三 あすなろ医療療育センター又はさわらび医療療育センターに勤務する職員のうち児童指導員及び保育士

四 こども自立センターみらいに勤務する職員のうち児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする職員

第五条を削る。

第四条第一項中「福祉業務現業手当実績簿」を「福祉業務手当実績簿」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(手当の減額)

第七条 条例第十条第一項に規定する職員(短時間勤務職員を除く。)が一の月において、勤務した日が十五日未満である場合のその月における手当の額は、次に掲げる額とする。

一 第四条第二号から第四号までに規定する業務に従事することを常例とする職員については、第五条第二号の規定にかかわらず、勤務した日一日につき六百円として計算して得た額とする。

二 第四条第五号に規定する業務に従事することを常例とする職員については、第五条第三号の規定にかかわらず、勤務した日一日につき六百円として計算して得た額とする。

三 第四条第六号に規定する業務に従事することを常例とする職員については、

第五条第四号の規定にかかわらず、勤務した日一日につき九百円として計算して得た額とする。

第三条の次に次の二条を加える。

(人事委員会の定める業務)

第四条 条例第九条第一項に規定する人事委員会の定める業務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる業務とする。

一 前条第一号の職員 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定により要保護者若しくは被保護者又はその扶養義務者を訪問し面接して行う指導、相談若しくは調査の業務又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定により援護若しくは育成の措置を要する者等を訪問して行う指導、相談若しくは調査の業務

二 前条第二号アの職員 要保護児童の相談、調査、指導及び措置の業務

三 前条第二号イの職員 児童の一時保護に関する業務

四 前条第二号ウの職員 児童の心理判定に関する業務

五 前条第三号の職員 入所者の生活指導等の業務

六 前条第四号の職員 児童と起居を共にして行う自立支援又は生活支援の業務

(手当額)

第五条 手当の額は、次に掲げる額とする。

一 条例第十条第一号に規定する職員が、前条第一号に規定する業務に従事する場合については、業務に従事した日一日につき六百円

二 条例第十条第一号に規定する職員が、前条第二号から第四号までに規定する業務に従事する場合については、勤務一月につき一万二千六百円(地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「短時間勤務職員」という。))については、その業務に従事した日一日につき六百円

三 条例第十条第一号に規定する職員が、前条第五号に規定する業務に従事する場合については、勤務一月につき一万二千六百円(短時間勤務職員については、その業務に従事した日一日につき六百円)

四 条例第十条第一号に規定する職員が、前条第六号に規定する業務に従事する場合については、勤務一月につき一万八千九百円(短時間勤務職員については、

その業務に従事した日一日につき九百円)

五 条例第十条第二号に規定する職員が、前条第二号から第六号までに規定する業務に従事する場合には、業務に従事した日一日につき六百円

(人事委員会規則七 六四(職業訓練指導員手当)の一部改正)

第七条 人事委員会規則七 六四(職業訓練指導員手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条の五」を「第十一条、第十二条」に改める。

第二条中「第十条の四」を「第十一条」に改める。

第三条を次のように改める。

(手当額)

第三条 手当の額は、勤務一月につき一万八千九百円(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、勤務した日一日につき九百円)とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(支給額の決定)

第六条 任命権者は、手当の支給に必要事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、職業訓練指導員手当実績簿を作成し、手当の支給に必要事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に必要事項を統合庶務システム(通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは、同項の規定による記録をしたものとみなす。

(人事委員会規則七 八三(衛生検査手当)の一部改正)

第八条 人事委員会規則七 八三(衛生検査手当)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「条例第十七条の六の」を削り、同条中「地域県民局の地域健康福祉部、保健所又は」を削り、「職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。)(第七条の規定により給料の調整額」を「条例第十七条の十五の規定により食肉衛生検査手当」に改める。

第三条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「一万七千三百円」を「六千三

百円(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、その業務に従事した日一日につき三百円)」に改め、同項第二号中「二百三十円」を「三百円」に改め、同条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 条例第十七条の六の作業に従事することを常例とする職員(短時間勤務職員を除く。)(が一の月において、同条の作業に従事した日が十五日未満である場合のその月における手当の額は、前条の規定にかかわらず、その作業に従事した日一日につき三百円として計算して得た額とする。

(人事委員会規則七 九〇(夜間看護手当)の一部改正)

第九条 人事委員会規則七 九〇(夜間看護手当)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(手当額)

第二条 手当の額は、勤務一回につき千六百円とする。

(人事委員会規則七 九六(狂犬病予防等作業手当)の一部改正)

第十条 人事委員会規則七 九六(狂犬病予防等作業手当)の一部を次のように改正する。

第三条中「四百三十円」を「三百円」に改める。

(人事委員会規則七 九七(病虫害防除手当)の一部改正)

第十一条 人事委員会規則七 九七(病虫害防除手当)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(人事委員会の定める事務)

第二条 条例第十七条の十九に規定する人事委員会の定める事務は、植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第三十二条第四項に規定する事務のうち、有害動物又は有害植物の発生を予察するための現地調査とする。

第三条第一項中「勤務一月につき一万五千円」を「作業に従事した日一日につき三百円」に改め、同条第二項を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

(人事委員会規則七 九八(家畜診療手当)の一部改正)



第十二条 人事委員会規則七 九八(家畜診療手当)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一万六千二百円」を「一万二千六百円(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「短時間勤務職員」という。))については、勤務した日一日につき六百円)」に改め、同条第二項を削る。

第四条を次のように改める。  
(手当の減額)

第四条 条例第十七条の二十一に規定する職員(短時間勤務職員を除く。)が一月において、勤務した日が十五日未満である場合のその月における手当の額は、前条の規定にかかわらず、勤務した日一日につき六百円として計算して得た額とする。

(人事委員会規則七 一〇六(用地買収交渉等手当)の一部改正)

第十三条 人事委員会規則七 一〇六(用地買収交渉等手当)の一部を次のように改正する。

第四条中「六百五十円」を「三百円」に改める。

(人事委員会規則七 一一七(公害等調査手当)の一部改正)

第十四条 人事委員会規則七 一一七(公害等調査手当)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(人事委員会の定める職員)

第二条 条例第十七条の三十九に規定する人事委員会の定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 地域県民局、環境保健センター若しくは原子力センターに勤務する職員で人事委員会の定めるものは、地域県民局の地域連携部、環境保健センター又は原子力センターに勤務する職員で、条例第十七条の六に規定する作業に従事することを常例とする職員(研究職給料表の適用を受ける者に限る。)以外の職員とする。

- 二 地域県民局に勤務する職員で人事委員会の定めるものは、地域県民局の地域連携部に勤務する職員とする。

第三条中「の各号」を削り、同条各号を次のように改める。

一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)その他の公害の防止に関する法令の規定による立入

検査等又は測定業務で人事委員会の定めるものは、本庁環境政策課、本庁原子力安全対策課若しくは本庁環境再生対策室に勤務する職員又は前条第一号に規定する職員が、出張して行うばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、汚水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定又は公害防止施設の整備に関する工場等における技術指導の業務及び前条第一号に規定する職員のうち地域県民局の地域連携部に勤務する職員が、検査室において行う健康を害する恐れのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の業務とする。

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十九条の規定による立入検査の業務で人事委員会の定めるものは、本庁環境政策課若しくは本庁環境再生対策室の職員又は前条第二号に規定する職員が行う立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務とする。

第四条中「二百三十円」を「三百円」に改める。

(人事委員会規則七 一三五(実習指導手当)の一部改正)

第十五条 人事委員会規則七 一三五(実習指導手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条の四十五、第十七条の四十六」を「第十七条の四十一、第十七条の四十二」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

(人事委員会の定める職員)

第二条 条例第十七条の四十一第二号に規定する人事委員会の定める職員は、校長、教頭及び総務課の職員以外の職員とする。

(人事委員会の定める業務)

第三条 条例第十七条の四十一第一号に規定する人事委員会の定める業務は、地上十メートル以上の高所において救助又は消火活動の訓練に従事する業務とする。

2 条例第十七条の四十一第二号に規定する人事委員会の定める業務は、前条に定める職員が、機械・器具等を使用して実技を通して農業に関する実習に従事する業務とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- 一 講義室又は実験室で行う業務
  - 二 正規の勤務時間外に行う動物の飼育又は機械、器具等の維持及び管理の業務
  - 三 監督業務又は引率業務
- (手当額)

第四条 手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 条例第十七条の四十一第一号に規定する職員については、業務に従事した日一日につき三百円

二 条例第十七条の四十一第二号に規定する職員のうち、業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき六千三百円（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員」という。））については、その作業に従事した日一日につき三百円

三 条例第十七条の四十一第二号に規定する職員のうち、業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、業務に従事した日一日につき三百円

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（手当の減額）

第五条 条例第十七条の四十一第二号の業務に従事することを常例とする職員（短時間勤務職員を除く。）が一の月において、勤務した日が十五日未満である場合のその月における手当の額は、前条第二号の規定にかかわらず、勤務した日一日につき三百円として計算して得た額とする。

（人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）の一部改正

第十六条 人事委員会規則七 一七〇（災害応急作業等手当）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条の五十五、第十七条の五十六」を「第十七条の四十三、第十七条の四十四」に改める。

第二条中「第十七条の五十五」を「第十七条の四十三」に改める。

第三条を次のように改める。

（人事委員会の定める業務）

第三条 条例第十七条の四十三第四号に規定する人事委員会の定める業務は、火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴いて行う火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第四十三条第一項又は高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十二条第一項の規定に基づく立入検査（帳簿書類だけの検査の場合は除く。）の業務とする。

2 条例第十七条の四十三第五号に規定する人事委員会の定める業務は、次に掲げ

る業務とする。

一 災害対策業務

二 傷病者の緊急搬送

三 前二号に掲げる業務のほか、人事委員会が別に定める業務

3 条例第十七条の四十四第二号に規定する人事委員会の定める業務は、飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務とする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（手当額）

第四条 手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 条例第十七条の四十三第一号から第三号までに規定する作業に従事した職員については、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（条例第十七条の四十三第一号若しくは第二号又は同条第三号の作業のうち同条第一号若しくは第二号の作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、当該各号に定める額に三百円を加算した額）とする。

(1) 条例第十七条の四十三第一号及び第二号の作業 次のア及びイに掲げる作業の種類に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア 巡回監視 三百円

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 六百元

(2) 条例第十七条の四十三第三号の作業 六百元を超えない範囲内において、任命権者が人事委員会と協議して定める額

二 条例第十七条の四十三第四号に規定する業務に従事した職員については、業務に従事した日一日につき三百円とする。

三 条例第十七条の四十三第五号に規定する業務に従事した職員については、前条第二項の業務により回転翼航空機に搭乗した時間（以下「搭乗時間」という。）一時間につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第二項の業務 千九百元

(2) 前条第三項の業務 二千四百七十円

（人事委員会規則一三 一〇（職員の修学部分休業）の一部改正）

第十七条 人事委員会規則一三 一〇（職員の修学部分休業）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 福祉業務手当

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 食肉衛生検査手当

第二条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 実習指導手当

第二条第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

(人事委員会規則一三 一一(職員の高齢者部分休業)の一部改正)

第十八条 人事委員会規則一三 一一(職員の高齢者部分休業)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 福祉業務手当

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 食肉衛生検査手当

第二条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 実習指導手当

第二条第一項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、同項第四号中「又は養護教諭」を、「養護教諭又は栄養教諭」に改める。

第五条第一項第二号中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、同項第三号中「又は養護教諭」を、「養護教諭又は栄養教諭」に改める。

第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号を第五号とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(この規則により難い場合の措置)

第十条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に人事委員会の定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

則

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一の教育職給料表(一級別標準職務表二級の項中「教諭又は養護教諭」を「教諭、養護教諭又は栄養教諭」に改める。

別表第一の研究職給料表(一級別標準職務表四級の項を次のように改める。

四 級	特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務
-----	--------------------------------------

別表第二の教育職給料表(一級別資格基準表の表及び別表第六の教育職給料表(初任

給基準表の表中「養護教諭」を「養護教諭 栄養教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の二十五」を「百分の十二」に、「百分の二十」を「百分の十」に、「百分の十六」を「百分の八」に、「百分の十二」を「百分の六」に、「百分の八」を「百分の四」に改め、同条第二項中「百分の四」を「百分の二」に改める。

第四条第一項中「（当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校に勤務させることが必要であると任命権者（その委任を受けた者を含む。）が認めた職員にあつては六年）」を削り、同条第二項中「異動等の日から起算して五年に達するまでの間は百分の四、同日から起算して五年に達した後は」を削る。

別表第一の小学校の表中

「孫内小学校 青森市大字孫内字山科一七」

「修斉小学校 弘前市大字十面沢字赤坂一の一」

「修斉小学校 弘前市大字十面沢字赤坂一の一」に、

「戸鎖小学校 上北郡六ヶ所村大字鷹架字後川目四二の四」

「尻屋小学校 下北郡東通村大字尻屋字念仏間三七の一」

「尻労小学校 下北郡東通村大字尻労字高倉三八の一」を

「小田野沢小学校 下北郡東通村大字小田野沢字南通五五の二」

「老部小学校 下北郡東通村大字白糠字前田二〇」

「白糠小学校 下北郡東通村大字白糠字下馬坂八一の一」

「戸鎖小学校 上北郡六ヶ所村大字鷹架字後川目四二の四」に改める。

別表第二の小学校の表中

「奥内小学校 むつ市大字奥内字中野四〇」

「下繁田小学校 つがる市稲垣町下繁田磯松一四一」

「奥内小学校 むつ市大字奥内字中野四〇」に改める。

別表第二の中学校の表中

「近川中学校 むつ市大字奥内字江豚沢一の二」

「木造西中学校 つがる市木造越水屏風山三」

「近川中学校 むつ市大字奥内字江豚沢一の二」に改める。

別表第三の中学校の表中

「島守中学校 八戸市南郷区大字島守字馬場三七」

「館岡中学校 つがる市木造館岡上沢辺一四四の二一」

「島守中学校 八戸市南郷区大字島守字馬場三七」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。第一条に次の一項を加える。



3 条例第七条の三第一項第三号に規定する職は、医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)に規定する獣医師免許を有する者をもって充てるものとする。  
 第二條を次のように改める。  
 (職員の範囲)

第二條 条例第七條の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 前條第一項に規定する職に採用された職員及び同條第二項に規定する職に採用された職員(医師法(昭和二十三年法律第百二一号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和二十三年法律第百二一号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下「大学」といふ。)卒業の日から三十七年(医師法に規定する臨床研修(第六條において「臨床研修」といふ。)を経た者にあつては三十九年、昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練(第六條において「実地修練」といふ。)を経た者にあつては三十八年)を経過するまでの期間(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」といふ。)内に行われたものとする。
- 二 前條第三項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、大学卒業の日から十六年を経過するまでの期間内に行われたものとする。
- 三 前條第二号に規定する期間内に新たに第一條第三項に規定する職を占めることとなつた職員

第五條中「三十五年」の下に「(第三條第二号及び前條第三号に規定する職員にあつては、十五年。以下同じ。)」を加える。

第六條第一項中「期間の区分」の下に「(第一條第三項の職を占める職員にあつては、獣医師法に規定する獣医師免許を取得した日以後の期間の区分)」を、「(一)の場合において」の下に「第一條第一項及び第二項の職を占める職員であつて」を加える。

別表を次のように改める。

別表 (第六條関係)

期間の区分	職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 50,000	円 30,000
1年以上2年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 50,000	円 29,000
2年以上3年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 50,000	円 28,000
3年以上4年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 50,000	円 27,000
4年以上5年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 50,000	円 26,000
5年以上6年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 50,000	円 25,000
6年以上7年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 48,200	円 24,000
7年以上8年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 46,400	円 23,000
8年以上9年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 44,600	円 22,000
9年以上10年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 42,800	円 21,000
10年以上11年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 41,000	円 18,000
11年以上12年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 39,200	円 15,000
12年以上13年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 37,400	円 12,000
13年以上14年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 35,600	円 9,000
14年以上15年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 34,200	円 6,000
15年以上16年未満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 249,100	円 183,100	円 32,800	
16年以上17年未満	円 406,500	円 361,500	円 302,700	円 246,500	円 181,500	円 31,400	
17年以上18年未満	円 402,100	円 357,500	円 299,400	円 243,900	円 179,900	円 30,000	
18年以上19年未満	円 397,700	円 353,500	円 296,100	円 241,300	円 178,300	円 28,600	
19年以上20年未満	円 393,300	円 349,500	円 292,800	円 238,700	円 176,700	円 27,200	
20年以上21年未満	円 388,900	円 345,500	円 289,500	円 236,100	円 175,100	円 25,800	
21年以上22年未満	円 384,500	円 341,500	円 286,200	円 233,500	円 173,500	円 24,400	
22年以上23年未満	円 380,100	円 337,500	円 282,900	円 230,900	円 171,900	円 23,000	
23年以上24年未満	円 375,700	円 333,500	円 279,600	円 228,300	円 170,300	円 21,600	
24年以上25年未満	円 371,300	円 329,500	円 276,300	円 225,700	円 168,700	円 20,200	
25年以上26年未満	円 366,900	円 325,500	円 273,000	円 223,100	円 167,100	円 18,800	
26年以上27年未満	円 362,500	円 321,500	円 269,700	円 220,500	円 165,500	円 17,400	
27年以上28年未満	円 358,100	円 317,500	円 266,400	円 217,900	円 163,900	円 16,000	
28年以上29年未満	円 353,700	円 313,500	円 263,100	円 215,300	円 162,300	円 14,600	
29年以上30年未満	円 349,300	円 309,500	円 259,800	円 212,700	円 160,700	円 13,200	
30年以上31年未満	円 344,900	円 305,500	円 256,500	円 210,100	円 159,100	円 11,800	
31年以上32年未満	円 340,500	円 301,500	円 253,200	円 207,500	円 157,500	円 10,400	
32年以上33年未満	円 336,100	円 297,500	円 250,000	円 204,900	円 155,900	円 9,000	
33年以上34年未満	円 331,700	円 293,500	円 246,800	円 202,300	円 154,300	円 7,600	
34年以上35年未満	円 327,300	円 289,500	円 243,600	円 199,700	円 152,700	円 6,200	
	円 55,000	円 52,500	円 47,500	円 37,500	円 26,500	円 16,900	

備考

- 1 この表において「1項職員」とは、第2條第1項の職を占める職員を、同表「2項職員」とは、同表第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同表第3項の職を占める職員をいう。
- 2 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、1項職員及び2項職員にあつては採用の日又は第4條第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間、3項職員にあつては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。
- 3 この表において「1種」とは、第2條第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同表第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同表第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同表第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同表第5号の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六五(宿日直手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又は警察署」を、「警察署又は警察学校」に改める。  
第三条第一項第二号中「(人事委員会規則七 六七(管理職手当)の規定による管理職手当に係る区分が)一類、二類、三類、四類又は五類の職を占める職員が行うものにあつては、一万二千円)」を削り、同項第三号中「及び第二号」を削り、同項第四号中「前条第二項第三号及び第四号」を「前条第二項第二号から第四号まで」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「環境再生調整監」、「工業総合研究センター所長」、「農林総合研究センター所長」、「農林総合研究センターグリーンバイオセンター所長」、「水産総合研究センター所長」及び「工業総合研究センター八戸地域技術研究所長」を削り、「高等技術専門校長」の下に「(区分八類のものを除く。)」を加え、「弘前高等技術専門校つがる校長」、「八戸工科大学三沢校長」、「農林総合研究センターフラワーセンター21あおもり所長」、「農林総合研究センターりんご試験場長」、

「農林総合研究センター林業試験場長」、「水産総合研究センター内水面研究所長」、「ふるさと食品研究所長」、「ふるさと食品研究所センター下北ブランド研究開発センター所長」、「ふるさと食品研究所センター農産物加工指導センター所長」及び「農業大学校長」を削り、「建築工事総括検査監」を「環境再生調整監」に、「上北地域農林水産部家畜保健衛生次長」を「歯科衛生推進監」に改め、「(区分九類のものを除く。)」、「総括研究管理監」、「工業総合研究センター次長」、「農林総合研究センター次長」、「農林総合研究センター総務室長」、「水産総合研究センター総合企画室長」及び「ふるさと食品研究所センター総合企画室長」を削り、「地域農林水産部家畜保健衛生所長」の下に「(区分十類のものを除く。)」を加え、「東青地域農林水産部農林水産部青森地方水産業改良普及所長」を削り、「原子力センター所長」を削り、「原子力センター所長」を

「農林総合研究センター林業試験場長」、「水産総合研究センター増養殖研究所長」、「水産総合研究センター内水面研究所長」、「ふるさと食品研究所長」、「ふるさと食品研究所センター下北ブランド研究開発センター所長」、「ふるさと食品研究所センター農産物加工指導センター所長」及び「農業大学校長」を削り、「建築工事総括検査監」を「環境再生調整監」に、「上北地域農林水産部家畜保健衛生次長」を「歯科衛生推進監」に改め、「(区分九類のものを除く。)」、「総括研究管理監」、「工業総合研究センター次長」、「農林総合研究センター次長」、「農林総合研究センター総務室長」、「水産総合研究センター総合企画室長」及び「ふるさと食品研究所センター総合企画室長」を削り、「地域農林水産部家畜保健衛生所長」の下に「(区分十類のものを除く。)」を加え、「東青地域農林水産部農林水産部青森地方水産業改良普及所長」を削り、「原子力センター所長」を削り、「原子力センター所長」を  
むつ高等技術専門校長 に改め、「工業総合研究センター弘前地域技術研究所長」、  
病害虫防除所長  
「農林総合研究センター畑作園芸試験場長」、「農林総合研究センターりんご試験場  
県南果樹研究所センター所長」、「農林総合研究センター畜産試験場長」、「農林総合  
研究センター畜産試験場和牛改良技術センター所長」及び「ふるさと食品研究所センター  
農産物加工指導センターつがる農産物加工センター所長」を削り、「副参事」を  
「副参事  
に改め、「設備工事検査監」、「医療指導監」、「税務調査監」及び「  
知事秘書  
(区分七類のものを除く。)」を削り、「保健医長」を「東青地域農林水産部健康福  
祉部こども相談総室次長」に改め、「歯科衛生推進監」、「監査指導監」、「地域農  
民局地域整備部次長(職務の級行政職給料表六級のものに限る。)」、「工事調整監」、  
「研究調整監」、「工業総合研究センター総合企画室長」、「総務管理監」、「農林  
総合研究センター企画調整室長」、「農林総合研究センター病害虫防除室長」、「農  
林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室長」、「水産総合研究センター次長」、  
「ふるさと食品研究所センター次長」及び「農業大学教頭」を削り、  
「十和田食肉衛生検査所三戸支所長  
農林総合研究センター畜産試験場 を  
和牛改良資源センター所長  
「東青地域農林水産部青  
森地方水産業改良普及所長  
下北地域農林水産部  
つ家畜保健衛生所長  
十和田食肉衛生検査所三戸支所長」

同表議会の事務部局の項中

課長	五類
課長 図書室長	六類
総括副参事	七類

を

に改め、同表監査委員の事務部局の

課長	六類
事務局次長	四類
課長	六類
総括副参事	七類

を

に改め、同表教育委員会の事務部局

の項中「スポーツ健康課全国高等学校総合体育大会準備室長」を「スポーツ健康課全国高校総体推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八六（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八六（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八六（農林漁業普及指導手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「満たしている者」の下に「（条例第七条の二に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。）」を加え、同条第三号中「であつて」を「であつて」に改める。

第四条の見出し中「支給割合等」を「月額」に改め、同条第一項中「支給割合は、

百分の八（条例第七条の二に規定する管理職手当の支給を受ける職員にあつては、百分の四）」を「月額は、一万二千六百元（再任用短時間勤務職員にあつてはこの額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはこの額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九五（地域手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 九五（地域手当）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七 九五（地域手当）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七 九五（地域手当）の一部を次のように改正する。  
別表宮城県項の次に次のように加える。

埼 玉 県	さいたま市	三 級 地
-------	-------	-------

別表愛知県の項中「刈 谷 市」を削る。

（人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七 九五（調整手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十三」を「百分の十四」に改める。

附則別表中「百分の十六」を「百分の十七」に、「百分の十三」を「百分の十四」

に、

百分の九	福岡市
百分の六	仙台市 刈谷市 豊田市

を

百分の十一	さいたま市
百分の十	福岡市
百分の九	豊田市
百分の六	仙台市

に改め

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一一一（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「特勤勤務手当基礎額」を「給料及び扶養手当の月額」に、「百分の二十五」を「百分の十二」に、「百分の二十」を「百分の十」に、「百分の十六」を「百分の八」に、「百分の十二」を「百分の六」に、「百分の八」を「百分の四」に、「百分の四」を「百分の二」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第四条第一項中「（当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、六年）」を削り、同条第二項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた」を削り、「次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合」を「百分の二」に改め、「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同項の表を削り、同条第三項及び

第四項を削る。

別表第一中

「むつ警察署岩屋警察官駐在所」	下北郡東通村大字岩屋字往来一七二	を
「野辺地警察署泊警察官駐在所」	上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五八の三	を
「むつ警察署岩屋警察官駐在所」	下北郡東通村大字岩屋字往来一七二	に、

「下北教育事務所社会教育主事大間町駐在」

下北郡大間町大字大間字大間九一

を

「西北教育事務所社会教育主事深浦町駐在」

西津軽郡深浦町大字岩崎字松原五一の七

に改める。

別表第二中

「さわらび医療療育センター」	弘前市大字中別所字平山一六八	を
「水産総合研究センター増養殖研究所」	東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一〇	を

「さわらび医療療育センター」

弘前市大字中別所字平山一六八

に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。



別表第一 教育職給料表(□)の適用を受ける者 (第4条関係)

職員の 区分	職務の級		1級	2級	3級	4級
	号給					
再任用職員	1から	4まで	3,900円	4,200円	8,400円	13,500円
	5から	8まで	4,100	4,500	8,800	13,800
	9から	12まで	4,200	4,700	9,100	14,100
	13から	16まで	4,400	5,000	9,800	14,400
	17から	20まで	4,700	5,200	10,100	14,800
	21から	24まで	4,900	5,500	10,400	15,100
	25から	28まで	5,100	5,800	10,700	15,300
	29から	32まで	5,400	6,000	11,100	15,500
	33から	36まで	5,600	6,200	11,400	15,800
	37から	40まで	5,800	6,600	11,700	15,900
	41から	44まで	6,100	7,100	11,900	
	45から	48まで	6,300	7,400	12,200	
	49から	52まで	6,600	7,700	12,600	
	53から	56まで	6,800	8,300	12,900	
	57から	60まで	7,000	8,600	13,200	
	61から	64まで	7,200	8,900	13,500	
	65から	68まで	7,400	9,600	13,700	
	69から	72まで	7,700	9,900	14,000	
	73から	76まで	7,900	10,200	14,200	
	77から	80まで	8,100	10,500	14,400	
81から	84まで	8,200	10,800	14,600		
85から	88まで	8,400	11,100	14,800		
89から	92まで	8,500	11,400	14,900		
93から	96まで	8,700	11,600	15,100		
97から	100まで	8,800	11,800			
101から	104まで	9,000	12,200			
105から	108まで	9,100	12,400			
109から	112まで	9,200	12,600			
113から	116まで	9,200	12,900			
117から	120まで	9,400	13,100			
121から	124まで	9,500	13,300			
125から	128まで	9,600	13,400			
129から	132まで		13,600			
133から	136まで		13,700			
137から	140まで		13,900			
141から	144まで		14,000			
145から	149まで		14,100			
再任用職員			6,300	7,700	10,100	12,900

別表第二 教育職給料表(○)の適用を受ける者 (第4条関係)

職員の 区分	職務の級		1級	2級	3級	4級
	号給					
再任用職員	1から	4まで	3,900円	5,000円	10,100円	13,500円
	5から	8まで	4,100	5,200	10,400	13,800
	9から	12まで	4,200	5,500	10,700	14,100
	13から	16まで	4,400	5,800	11,100	14,400
	17から	20まで	4,700	6,000	11,400	14,800
	21から	24まで	4,900	6,200	11,700	15,100
	25から	28まで	5,100	6,600	11,900	15,300
	29から	32まで	5,400	7,100	12,200	15,500
	33から	36まで	5,600	7,400	12,600	15,800
	37から	40まで	5,800	7,700	12,900	15,900
	41から	44まで	6,100	8,300	13,200	
	45から	48まで	6,300	8,600	13,500	
	49から	52まで	6,600	8,900	13,700	
	53から	56まで	6,800	9,600	14,000	
	57から	60まで	7,000	9,900	14,200	
	61から	64まで	7,200	10,200	14,400	
	65から	68まで	7,400	10,500	14,600	
	69から	72まで	7,700	10,800	14,800	
	73から	76まで	7,900	11,100	14,900	
	77から	80まで	8,100	11,400	15,100	
81から	84まで	8,200	11,600			
85から	88まで	8,400	11,800			
89から	92まで	8,500	12,200			
93から	96まで	8,700	12,400			
97から	100まで	8,800	12,600			
101から	104まで	9,000	12,900			
105から	108まで	9,100	13,100			
109から	112まで	9,200	13,300			
113から	116まで	9,200	13,400			
117から	120まで	9,400	13,600			
121から	124まで	9,500	13,700			
125から	128まで	9,600	13,900			
129から	132まで	9,700	14,000			
133から	136まで	9,800	14,100			
137から	140まで	9,900	14,100			
141から	144まで	9,900				
145から	148まで	10,100				
149から	152まで	10,200				
再任用職員			6,300	7,700	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九四（放射線取扱手当）をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九四

放射線取扱手当

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「条例」という。）第十七条の十三、第十七条の十四及び第二十条の規定に基づき、放射線取扱手当（以下「手当」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会の指定する公署）

第二条 条例第十七条の十三に規定する人事委員会の指定する公署は、地域県民局、保健所、あすなる医療療育センター及びさわらび医療療育センターとする。

（人事委員会が定める場合）

第三条 条例第十七条の十三に規定する人事委員会が定める場合は、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が百マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の十八第二項に定める測定（同項第一号ただし書によるものを除く。）により認められた場合とする。

（手当額）

第四条 手当の額は、前条に規定する場合に該当することとなつた月一月につき六千三百円とする。

（支給額の決定）

第五条 任命権者は、手当の支給に關して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、放射線取扱手当実績簿を作成し、手当の支給に關して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に關して必要な事項を統合庶務システム（通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行つ職員の仕事に關する届出等に係る業務処理の体系をいう。）を使用して記録したときは、同項の規定による記録をしたものとみなす。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九五（食肉衛生検査手当）をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九五

食肉衛生検査手当

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「条例」という。）第十七条の十五、第十七条の十六及び第二十条の規定に基づき、食肉衛生検査手当（以下「手当」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（手当額）

第二条 手当の額は、次に掲げる額とする。

一 条例第十七条の十六第一号に規定する職員については、勤務一月につき一万八千九百円（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「短時間勤務職員」という。））にあつては、業務に従事した日一日につき九百円

二 条例第十七条の十六第二号に規定する職員については、業務に従事した日一日につき九百円（条例第十七条の七第一号に規定する職員にあつては、六百円）（手当の減額）

第三条 条例第十七条の十六第一号に規定する職員（短時間勤務職員を除く。）が一月の月において、勤務した日が十五日未満である場合のその月の手当の額は、前条第一号の規定にかかわらず、勤務した日一日につき九百円として計算して得た額とする。

る。

(支給額の決定)

第四条 任命権者は手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、食肉衛生検査手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合庶務システム(通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは、同項の規定による記録をしたものとみなす。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九六(犯則取締等手当)をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九六

犯則取締等手当

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「条例」という。)(第十七条の三十七、第十七条の三十八及び第二十条の規定に基づき、犯則取締等手当(以下「手当」という。))に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会の定める職務)

第二条 条例第十七条の三十七第一号に規定する人事委員会の定める職務は、職員が司法警察員として行う職務のうち捜査(事務的作業を除く。)(又は被疑者の逮捕とする。)

(人事委員会の定める業務)

第三条 条例第十七条の三十七第三号に規定する人事委員会の定める業務は、検査の妨害を行う者や度重なる指導によっても違反状態を改善しない者等への立入検査の業務その他職員の心身に著しい負担を与えるものと人事委員会が認める業務とする。

(手当額)

第四条 手当の額は、職務又は業務に従事した日一日につき六百円とする。

(支給額の決定)

第五条 任命権者は手当の支給に関して必要な事項を確認のうえ、支給額を決定するとともに、犯則取締等手当実績簿を作成し、手当の支給に関して必要な事項を記録し、保管しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定による手当の支給に関して必要な事項を統合庶務システム(通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。)を使用して記録したときは、同項の規定による記録をしたものとみなす。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九七(特殊勤務手当の支給の調整)をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九七

特殊勤務手当の支給の調整

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「条例」という。)(第十七条の四十五及び第二十条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給の調整に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の調整)

第二条 条例第三条から第十二条まで及び第十七条の六から第十七条の四十四までに規定する特殊勤務手当(以下「手当」という。)(のうち、月額の手当が支給される職員については、人事委員会規則七 一九五(食肉衛生検査手当)第二条第二号に定めるものを除き、他の手当を支給しない。)

第三条 職員が同一の日において、手当が支給される業務等(月額の手当に係るものを除く。)(に二以上従事した場合にあっては、その従事した業務等に係る手当のうち最も多額のもののみを支給することとし、他の手当は支給しない。この場合にお

いて、最も多額のものが二以上あるときは、いずれか一の手当を支給することとし、他の手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則二三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則  
ここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則二三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「水産総合研究センター所属開運丸及び青鵬丸並びに」を削る。

第十二条第一項第二号中「証人」を「裁判員、証人」に改め、同項第十五号中「小学校」を「中学校」に改め、同項第二十二号中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第四条」を「第十一条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項第二号の改正規定は、同年五月二十一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭